

民法4 資料20

リーガル 3 分間ゼミ

Q 職場での受動喫煙 病気になったら補償は？

二年前から分煙になった職場で働く三十代男性。「煙害」に悩んでいた為喜んだのもつかの間、残業時間帯になると喫煙室に行かずにたばこを吸う人が目立つ。これで健康を害したら責任は取ってもらえるのだろうかと訴える。

× × ×

二〇〇三年五月に健康増進法が施行され、事務所、公共施設、飲食店などの管理者に受動喫煙の防止対策が義務づけられた。ある製薬会社の今春の調査によると、何らかの対策をとっているのは事務所ベースで上場企業の九六・五%。一昔前に比べ被害防止の取り組みは大きく前進した。

対策としては職場を全面禁煙か分煙にするなどの方法がある。ただ、これらの対策は努力義務であり、違反した場合の罰則はない。

仮に会社が対策をとっても、社員個人が徹底していないケースも多い。休憩時間などに上司に「吸っていいか」と聞かれた場合、非喫煙者の六割が断れないという禁煙広報センター(東京・中央)の調査もある。こうした事態をセクハラ、パワハラにならない、「スモハラ」と呼ぶこともある。

仮に受動喫煙がもとで体調を崩した場合、補償を求めることは可能だろうか。

たばこ関連では一九八〇年に旧国鉄に禁煙車両設置と損害賠償を求めた裁判を皮切りに、職場や日本たばこ産業(JT)などを相手に二十件以上が争われた。だが、原告の勝訴は昨年、東京都江戸川区の職員が区から五万円の慰謝料を勝ち取った東京地裁判決一件だけ。同職員は喉頭炎などを患い、「受動喫煙による急性障害の疑い」との大学病院の診断書を提出した。

通常はたばこ病状の因果関係が十分解明されていないとして棄却されることが多い。受動喫煙ではないが、元喫煙者で肺がんなどになった患者七人が九八年にJTと国を相手に計7千万円の損害賠償などを求めた裁判でも、東京地裁・高裁は訴えを棄却。肺がんなどのリスクを高めるとしたものの、発病との因果関係は認めなかった。

A 因果関係の証明、難しく

ただ、健康増進法施行や一部で勝訴判決が出たことで潮目が変わる可能性もある。煙害に悩むなら「まず部署の責任者、労組などに相談すること」(渡辺文学たばこ問題情報センター代表)。

それで改善されない場合は、「因果関係の証明義務がそれほど厳しくない仮処分で分煙などを求めるのも手」(伊佐山芳郎弁護士)との指摘がある。

最近の主な職場喫煙訴訟の判例

◆03年1月京都地裁

京都簡易保険事務センター職員らの受動喫煙による230万円の損害賠償請求と同センターの全面禁煙要求を棄却

◆04年2月名古屋地裁

名古屋市立中学校教諭の慰謝料3万900円の請求などを棄却

◆04年7月東京地裁

江戸川区の職員の、医療費と慰謝料合計31万5650円の請求に対し、5万円の慰謝料支払いを命令

◆04年12月大阪地裁

JR西日本社員らの乗務員詰め所などの禁煙化と計1100万円の損害賠償請求を棄却

ポイント

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 健康増進法に罰則は無い② 裁判では受動喫煙と健康被害の因果関係の証明が焦点 |
|--|

日本経済新聞 2005.10.10 月曜日 より